（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第二項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「特別の修繕（同条第一項第二号」に、「同項第二号から第四号までに定める修繕」を「同号に定める修繕、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。附則第八十二条第二項において「新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるために行う修繕又は旧租税特別措置法第五十七条の八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。）」に改め、同条第四項中「同項に規定する」を削り、同項第一号中「第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。」を削る。

附則第八十二条第二項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「特別の修繕（同条第一項第二号」に、「同項第二号から第四号までに定める修繕」を「同号に定める修繕、新ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるために行う修繕又は旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。」に改め、同条第四項中「同項に規定する」を削り、同項第一号中「第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。」を削る。

第九十八条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条中電気事業法の改正規定に次のように加える。

第百十四条の二（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

政令

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「並びに同項第七号」を「、同項第七号」に改め、「第八号に掲げる事務」の下に「並びに同項第十一号に掲げる事務のうち外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の規定による外国投資家の対内直接投資等及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務」を加える。

第八条第一号中「油脂製品、化粧品、」を削り、同条第十一号中「生物化学の知見」を「ロボット」に改める。

第九条第三号中「情報通信機器」を「化学工業品（生物化学の知見を利用して製造されるものに限る。）、情報通信機器」に改め、「類するもの」の下に「（油脂製品及び化粧品を含み、化学肥料、飲食料品及び農薬を除く。）」を加え、同条中第二十五号を第二十六号とし、第十八号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち生物化学の知見の利用に関するものの総括に関すること。

第四十六条第四号中「こと」の下に「（貿易管理部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十一条第二号中「（昭和二十四年法律第二百二十八号）」を削り、同条に次の一号を加える。

五　外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等及び技術導入契約の締結等の規制に関すること。

第五十三条及び第五十四条中「第五十一条第二号」を「第五十一条第二号」に改める。

第六十六条中「十一課」を「十課」に、「化学課　生物化学産業課」を「化学課」に改める。

第七十一条及び第七十二条　削除

第七十四条に次の一号を加える。

四　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうちロボットの利用に関するものの総括に関すること。

第八十条中「十四課」を「十五課」に、「ヘルスケア産業課」を「ヘルスケア産業課　生物化学産業課」に改める。

第八十四条第一号、第八十六条第三号及び第八十七条第二号中「第十六号」を「第十七号」に改める。

第八十九条を削る。

第八十八条第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同条を第八十九条とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

（生物化学産業課の所掌事務）

第八十八条　生物化学産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第九条第三号及び第十七号に掲げる事務であって、次に掲げる物資に関するものに関すること。

発酵工業品（その誘導品を含む。）その他生物化学の知見を利用して製造される化学工業品（製造産業局の所掌に属する事務に係るものを除く。）

有機触媒

硬化油、脂肪酸、グリセリンその他油脂製品

有機酸

せっけん、香料及び化粧品

試薬

二　経済産業省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち生物化学の知見の利用に関するものの総括に関すること。

附　則

この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三